

緊急停止命令の概要及び請求事例

独占禁止法の禁止規定に違反する疑いのある行為によって回復し難い侵害がもたらされることを回避するために、独占禁止法第 70 条の 13 には、公正取引委員会は緊急の必要がある場合、東京高等裁判所に当該行為の一時停止等を求めることができる旨定められている。

件名	申立日 (A)	東京高裁決定日 (B)	東京高裁決定内容	審理日数 (A-B)
(株)朝日新聞社ほか 153 名に対する件	昭和 30 年 3 月 16 日	昭和 30 年 4 月 6 日	一部容認 一部却下	21
伊藤勲に対する件	昭和 30 年 7 月 4 日	昭和 30 年 7 月 29 日	容認	25
(株)大阪読売新聞社に対する件	昭和 30 年 10 月 5 日	昭和 30 年 11 月 5 日	容認	31
(株)北国新聞社に対する件	昭和 31 年 12 月 21 日	昭和 32 年 3 月 18 日	容認	87
八幡製鉄所(株)ほか 1 名に対する件	昭和 44 年 5 月 7 日 (注 1)	-	-	-
(株)中部読売新聞社に対する件	昭和 50 年 3 月 25 日	昭和 50 年 4 月 30 日	容認	36
(株)有線ブロードネットワークスほか 1 社 に対する件	平成 16 年 6 月 30 日 (注 2)	-	-	-

(注 1) 被申立人が、合併期日を延期したので同年 5 月 30 日に取下げ

(注 2) 被申立人が、同年 7 月 9 日に申立に係る行為を取りやめたので取下げ

平均審理日数	40
--------	----